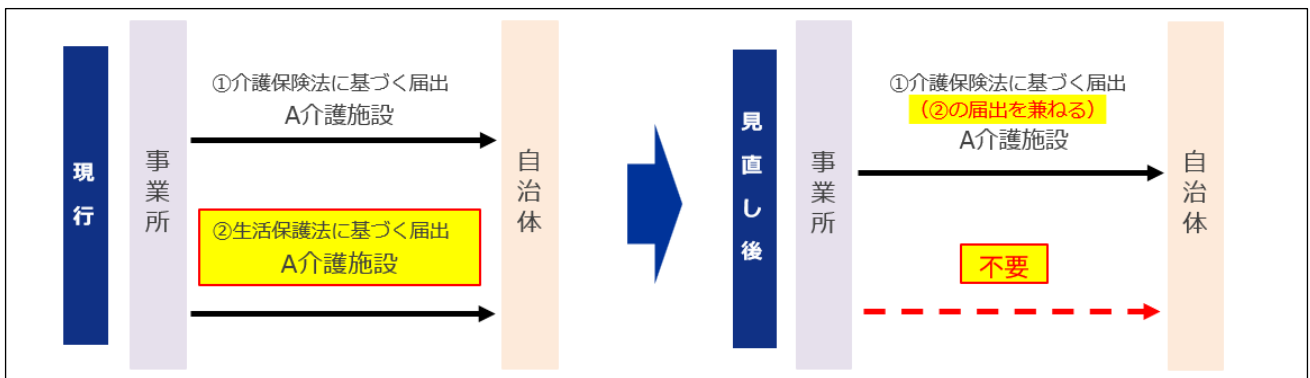


令和8年度より生活保護法による介護機関の届出の取扱いが変わります。

生活保護法指定介護機関の各種届出等について

| 要点 | 内容 |
|---|--|
| ○みなし指定制度のスタート | 平成26年7月以降、介護保険法の指定があった全ての事業所は、指定を不要とする申出がない限り、生活保護法の指定がみなされます。 |
| ○生活保護法の届出遵守 【令和7年度末まで】 | 全ての指定介護機関（みなし指定の事業所も含む。）は事業の廃止や名称変更などがあったときは、介護保険法の届出とは別に生活保護法の届出が必要です。 |
| ○介護保険法による介護機関の届出等を生活保護法の介護機関の届出等と取り扱う 【令和8年度から】 | 令和8年度から、介護保険法による名称の変更等の届出があった場合に、生活保護法の指定介護機関についても届出があったものとして取り扱い、また、介護保険法による指定の取消し等が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等も連動するよう取り扱います。 |

令和8年度からの変更イメージ



| 介護保険法上の手続 | 生活保護法上の取扱い（介護保険法上の手続との連動有無） | | 見直し後【R8年度から】 |
|---------------------------|--|---|--|
| | 現在の取扱い【R7年度末まで】 | | |
| | H25改正法施行前に指定された機関 | H25改正法施行後に指定された機関 | |
| ① 指定又は許可 | ✖ <small>ただし、一部特養についてのみ○</small> | ○ <small>指定介護機関の指定があったものとみなす 【H25改正措置済み】 【第54条の2第2項】</small> | — <small>既に指定されているため対応不要</small> |
| ② 指定又は許可の辞退・取消し・効力喪失、事業廃止 | ✖ <small>介護保険法上の指定の効力喪失や停止等があった場合、介護保険法に基づく処分とは別に生活保護法に基づく指定取消等の処分が必要</small> | ○ <small>【H25改正措置済み】 【第54条の2第3項】 ※第54条の2第2項によるみなし指定の場合のみ</small> | ○ <small>・みなし指定でなく、第54条の2第1項による生活保護独自指定を受けた介護機関についても連動させる 【第54条の2第3項・第4項改正】 ・今回の改正施行日前に生活保護独自指定を受けていた介護機関と、H25改正法の施行日前に指定を受けた介護機関についても連動させる【経過措置】</small> |
| ③ 効力停止 | ○ <small>【R2改正措置済み】 【第54条の2第4項】 ※第54条の2第2項によるみなし指定の場合のみ</small> | | |
| ④ 名称等の変更又は廃止・休止・再開の届出 | ✖ <small>みなしに関する規定がなく、別途生活保護法に基づく手続が必要 【第54条の2第5項・第6項で準用する第50条の2】</small> | | ○ <small>・介護保険法上の届出と同一の事由に基づく届出があったものとみなす 【第54条の2第7項新設及び経過措置】</small> |

1 令和7年度末までの生活保護法の介護機関の届出

(1) 指定申請について

| | |
|--------------|---|
| 申請の対象者 | ○平成26年6月30日までに生活保護法の指定を受けなかった介護事業者及び 保険医療機関・保険薬局 ○平成26年7月1日以降に生活保護法のみなし指定を不要とする申出をした 介護事業者及び保険医療機関・保険薬局 |
| 申請が必要な 場合 | ○平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けたサービスについて、 初めて生活保護法の指定を受けようとするとき ○平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けたサービスについて、 生活保護法のみなし指定を不要とする申出を行った後に、改めて指定を受け ようとするとき |
| 必要書類 | ○生活保護法指定介護機関指定申請書 ○生活保護法指定介護機関の欠格事由に該当しない旨の誓約書 ○介護保険法の指定通知書（写）もしくは健康保険法の指定通知書（写） |
| 提出先 | ○千葉市保健福祉局保護課 ○所在地を管轄する千葉市各区保健福祉センター社会援護課 のいずれか |
| 指定日 | ○原則：申請受理日の翌月1日 ○例外：月の25日までに受理したものは、遡及して当月1日 |

(2) みなし指定を希望しない場合の申出書の提出について

| | |
|------------------|---|
| 申出の対象者 | ○平成26年7月1日以降に介護保険法の新規指定申請を行う介護事業者 ○平成26年7月1日以降に健康保険法の新規指定を受けた保険医療機関・ 保険薬局（＝介護保険法のみなし指定事業者） |
| 申出が必要な 場合 | ○平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けるサービスのうち、 全部もしくは一部について生活保護法の指定を希望しないとき （介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は申出不可） |
| 必要書類 | ○生活保護法指定介護機関の指定を不要とする旨の申出書 |
| 申出方法 | ○千葉市介護保険担当課に介護保険法の指定申請を行う介護事業者 ・介護保険法の申請受理時に申請窓口より申出書を配布 ・介護保険法の指定予定日の前月末日までに申出書を提出 （例：4/1 指定予定日⇒3/31 提出期限） ○健康保険法の新規指定のあった保険医療機関・保険薬局 ・千葉市保健福祉局保護課から対象の医療機関へ申出書を郵送 ・申出書が到着した月の25日までに申出書を提出 |
| 申出書提出先 | ○千葉市保健福祉局保護課 |
| みなし指定を 希望する場合 | ○申出書の提出は不要（提出書類は何もない） ○みなし指定日は介護保険法の指定日と同じ |

(3) 指定介護機関に指定された後の各種届出について

| | | |
|--|---|---------------|
| 届出の対象者 | ○全ての指定介護機関 ※指定時期（法改正前後）や指定方法（申請指定／みなし指定）の違いを問わない。 | |
| 届出先 | ○千葉市保健福祉局保護課 ○所在地を管轄する千葉市各区保健福祉センター社会援護課 のいずれか | |
| 届出が必要な場合 | | |
| 提出書類 | 届出時期 | |
| 以下の事項が変わったとき ○事業所の名称 ○事業所（保険医療機関・保険薬局を除く）の所在地 ○事業所の管理者 ○事業所の管理者の住所や氏名 ○事業所の開設者の氏名（法人の場合は名称又は代表者） ○事業所の開設者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地） | ○届出事項変更届書 ※市内他区への移転に伴い、介護保険事業所番号が変わった場合に限り、新事業所番号が付番された際の通知書等（写） | 届出事由発生から10日以内 |
| ○事業所を廃止したとき ○指定を受けているサービスの一部を廃止したとき ○事業所が千葉市外へ移転したとき ○事業所（保険医療機関・保険薬局に限る）が移転し、医療機関コードが変わったとき ○事業所の開設者が交代したとき（※） （※1）個人開設者の交代 （※2）個人開設者⇔法人開設者 （※3）吸収合併や事業譲渡等により開設法人が別法人に変更 | ○廃止届書 ○廃止届書 | 届出事由発生から10日以内 |
| ○事業所を休止したとき | ○休止届書 | |
| ○休止していた事業所を再開したとき | ○再開届書 | |
| ○生活保護法以外の法律（介護保険法など）の処分を受けたとき | ○処分届書 | |
| ○生活保護法の指定だけを辞退しようとするとき ※介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設は、指定辞退不可。 | ○指定辞退届書 | 辞退予定日の30日以上前 |

(4) 指定介護機関関係の各種様式について

「千葉市公式サイトトップページ」内の「保健福祉局保護課ホームページ」から、各種書類がダウンロードできるようになっています。

2 令和8年度からの生活保護法の介護機関の届出

(1) 指定申請について

「1 令和7年度末までの生活保護法の介護機関の届出」の取扱いと変更ありません。

(2) みなし指定を希望しない場合の申出書の提出について

「1 令和7年度末までの生活保護法の介護機関の届出」の取扱いと変更ありません。

(3) 指定介護機関に指定された後の各種届出について

名称等の変更又は廃止・休止・再開の届出、指定又は許可の辞退・取消し・効力喪失、事業廃止等の場合は、以下の届出を行うことで生活保護法の指定介護機関の届出があったものとして取り扱うため、保護課への別途の届出は不要です。

| | | |
|---|--|------------------------------------|
| 届出の対象者 | ○全ての指定介護機関 ※ <u>指定時期（法改正前後）や指定方法（申請指定／みなし指定）の違いを問わない。</u> | |
| 届出先 | ○千葉市保健福祉局高齢障害部 <u>介護保険事業課</u> | |
| 届出が必要な場合 | | |
| 以下の事項が変わったとき ○届出済の内容に変更があったとき ○法改正等に伴い届出事項に追加もしくは変更が生じたとき | ○変更届出書 | 事前に相談（電話も可）が必要なもの以外は、原則として変更後10日以内 |
| ○指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定第1号訪問事業・通所事業を廃止又は休止しようとする場合 | ○廃止・休止届出書 | 廃止又は休止の1月前まで |

※その他の届出が必要な場合や届出にあたっての事前相談が必要な場合等がありますので、詳細につきましては介護保険事業課にご確認ください。

(4) 指定介護機関関係の各種様式について

「千葉市公式サイトトップページ」内の「保健福祉局高齢障害部介護保険事業課ホームページ」から、各種書類がダウンロードできるようになっています。